

特定生産緑地（青梅市）の解除

生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の６第１項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように解除する。

令和６年７月３１日

青梅市長 大勢待 利 明

地区番号	位置	特定生産緑地の解除面積	公示日
481	今寺４丁目地内	約 2,500 m ²	令和６年７月３１日
506	新町２丁目地内	約 390 m ²	令和６年７月３１日
694	長淵８丁目地内	約 600 m ²	令和６年７月３１日
733	長淵１丁目地内	約 800 m ²	令和６年７月３１日

「区域は指定図表示のとおり」

以 上